

2024年6月25日

滋賀労働局雇用環境・均等室
室長 吉村 賢一 様

日本労働組合総連合会滋賀県連合会
男女平等推進委員長 清原 勝
女性委員長 松本 有子
事務局長 池内 正博

男女平等参画社会の実現に向けた要請

DVや不安定雇用による生活困窮など、従前女性が抱えている問題がコロナ禍で顕在化しました。「孤独・孤立対策」を含めた女性への包括的支援を推進することにより、女性の人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会を実現に寄与することを目的として、4月1日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されています。また、1月1日に発生した能登半島地震では、被災地の女性のニーズが十分汲み取られず、女性の視点を取り入れた災害対策の必要性が改めて浮き彫りになりました。地域の防災計画の策定から災害時の支援に至るまで、女性の参画促進が求められています。

連合は、2004年以來6月を「男女平等月間」と定め、男女平等参画社会実現に向けて、集中的な取り組みを行っています。すべての人の人権が尊重され、誰もが自らの能力を十分に発揮し、安心して暮らせる社会の実現にむけ、下記の項目について、要請いたします。

記

1. 4月1日より施行されている「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に従い、滋賀県が策定した基本計画を着実に実行するとともに、民間団体と連携し、その活動を支援すること。
2. 充実した相談・支援業務を行うため、女性相談支援員やハローワークの相談員をはじめとして、自治体における相談・支援の窓口業務を担っている臨時職員・非常勤職員の雇用の安定と処遇改善をはかること。
3. 災害の発生に備え、避難所などにおける安全確保、特に災害時に女性や子どもが暴力などの被害に遭うリスクが高まることへの対策、多様なニーズを反映した防災・災害対策のため、防災計画策定における女性の参画を必須にするとともに、防災担当の女性職員の配置など、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局、2020年5月)に沿った取り組みを行うこと。

4. 女性活躍推進法を踏まえ、企業における女性の活躍促進のため、事業主の規模を問わず一般事業主行動計画の策定について周知するとともに、常時雇用する労働者が301人以上の事業主に対しては、「男女の賃金の差異」について数値の公表だけではなく、賃金の差異の要因分析・是正に取り組むよう促すこと。また、300人以下の事業主についても「男女の賃金の差異」の情報公表を促し、取り組みの定着をはかること。
5. 厚生労働省の調査によれば、企業に寄せられる相談はパワハラ、セクハラに次いで顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマー・ハラスメントに係る相談が3番目に多く、2023年9月には労災認定基準にカスタマー・ハラスメントが追加されたことを踏まえ、事業主に対し、指針に定められている望ましい取り組みについて周知するとともに、取り組みの実施を促すこと。
6. 同性パートナーの人権を尊重し、事実婚と同程度の権利を保障するため、滋賀県において同性パートナーシップ制度について検討し、導入するとともに、未導入の基礎自治体に対しても制度の導入を促すこと。あわせて、制度に対する住民の理解促進をはかり、性的指向・性自認も含めたあらゆる差別の禁止の重要性について周知すること。

以 上